

デイサービス ぬくもりの家

地域密着型通所介護サービス事業

介護予防通所介護サービス事業所

介護予防・日常生活支援総合事業・通所型サービスA事業所

運営規定

デイサービス ぬくもりの家

(目的)

第1条 この規定は、株式会社マルベリーが設置運営する地域密着型通所介護事業並びに介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、地域密着型通所介護並びに介護予防通所介護によって自立生活を営もうとする利用者に対して、食事、入浴等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する地域密着型通所介護並びに介護予防通所介護には、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス んくもりの家
- ② 所在地 留萌市開運町3丁目8番3号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)(通所介護と介護予防通所介護を兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名(常勤勤務)(通所介護と介護予防通所介護を兼務)  
生活相談員は、利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う。
- ③ 介護従事者 2名(常勤専従)(通所介護と介護予防通所介護を兼務)  
2名(常勤兼務)(通所介護と介護予防通所介護を兼務)  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- ④ 看護師 1名(常勤専従)(通所介護と介護予防通所介護を兼務)

(営業日及びサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜から金曜日までとする。  
但し、12月31日から1月3日を休業とする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時00分から午後3時30分までとする。
- ④ 時間延長について 利用者、家族の希望によりサービス提供時間の延長を受け付けることができる。

(利用定員)

第7条 利用定員は18名とする。(介護予防通所介護の定員を含む)

(介護の内容)

第8条 地域密着型通所介護サービス並びに介護予防通所介護サービスの内容は次のとおりとする。

**【通所介護】**

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 通所による日常生活上の支援
- ③ 通所による日常生活の機能訓練
- ④ 相談、援助、支援
- ⑤ 送迎業務

**【介護予防通所介護】**

- ① ADLの向上支援
- ② 入浴、排泄、食事等の介助
- ③ 通所による日常生活の支援
- ④ 通所による日常生活機能訓練
- ⑤ 相談、援助、支援

(介護計画の作成)

第9条 地域密着型通所介護サービス、介護予防通所介護サービスの開始に際し、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に地域密着型通所介護計画または介護予防通所介護（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画作成、変更の際は、利用者及び家族に対し、当該計画内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料その他費用の額)

第10条 本事業が提供する地域密着型通所介護並びに介護予防通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。(ただし、介護保険の給付額変更があった場合、変更された額に準じ、利用料金の変更を行う。)

- |              |       |
|--------------|-------|
| ① 食事 (おやつ代込) | 600 円 |
| ② おむつ代       | 実 費   |

③ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 (別記重要事項説明書に記載)

2 日の途中における利用の取りやめについては通常料金を頂く事がある。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の地域の実施地域は留萌市全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 地域密着通所介護並びに介護予防通所介護の利用者は、次の各号を満たすものとする。

- ① 施設利用に際し、共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 喫煙の遵守事項を守れること。

2 施設利用後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退利用してもらう場合がある。

3 退利用に際しては、使用者及び家族の意向を踏まえた上で、他サービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な支援・援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を遵守する。

(ただし、緊急時やむを得ないとき、利用者又はその家族に書面にて同意を得ている場合にはこの限りではない。)

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員の配置、事実関係の調査の実施、改善の措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に当たっては、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条 地域密着型通所介護並びに介護予防通所介護を提供するのに必要な設備、備品など清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等と連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務態勢を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、苦情の記録、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

#### 附則

- この規定は、平成20年9月18日より施行する。
- この規定は、平成23年3月1日より施行する。
- この規定は、平成28年3月31日より施行する。
- この規定は、平成28年4月1日より施行する。
- この規定は、平成29年4月1日より施行する。
- この規定は、平成29年6月1日より施行する。
- この規定は、平成29年10月1日より施行する。
- この規定は、平成30年10月1日より施行する。
- この規定は、令和3年4月1日より施行する。
- この規定は、令和6年10月1日より施行する。